

# 板橋区長期基本計画審議会次第

## 委嘱状伝達式・第1回審議会

平成16年7月28日(水)

午前10時～

板橋区役所第一委員会室

---

### 委嘱状伝達式

- 1 開会
- 2 委嘱状の伝達
- 3 区長あいさつ

### 第1回審議会

- 1 委員・幹事の紹介
- 2 会長の選任・就任あいさつ
- 3 会長代理者の指名・就任あいさつ
- 4 諮問
- 5 諮問趣旨説明
- 6 審議会の運営と今後の進め方について
- 7 区の現況について
  - (1) 基礎調査等について
  - (2) 現行の基本構想・基本計画について
- 8 閉会

## 配布資料等一覧

【資料1】 審議会委員名簿

【資料2】 幹事名簿

【資料3】 東京都板橋区長期基本計画審議会条例・同施行規則

【資料4】 諮問書（写）

【資料5】 板橋区長期基本計画審議会傍聴規程（案）

【資料6】 基本構想・基本計画策定にあたって

【資料7】 審議会審議スケジュール（案）

板橋区基本構想（平成7年策定）

板橋区基本計画（平成8年策定）

板橋区行政基礎資料

平成15年度板橋区区民意識意向調査報告書・要約版

板橋区・基本構想ワークショップ資料集

いたばし基本構想ニュース（第1号・第2号・第3号）

# 東京都板橋区長期基本計画審議会委員名簿

平成 16 年 7 月 28 日現在

## 【学識経験者（7）】（50 音順）

し みず ゆたか 冷水 豊	上智大学文学部社会福祉学科教授
なか い のり ひろ 中井 検裕	東京工業大学大学院社会理工学研究科教授
はし もと ひさ よし 橋本 久義	政策研究大学院大学教授
みつ はし ただ ひろ 三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授
やま した やす こ 山下 泰子	文京学院大学経営学部教授
わ だ まもる 和田 守	大東文化大学法学部政治学科教授
わ た べ しげる 渡部 茂	大東文化大学経済学部教授

## 【区内団体等代表（12）】（50 音順）

いい だ かね ひろ 飯田 金広	板橋区体育協会会長
おお さわ きよ しげ 大澤 清重	板橋区町会連合会会長
おおの き く お 大野 喜久雄	板橋区文化団体連合会会長
おお はら まさ え 大原 雅榮	元板橋第三小学校校長
かね こ しょう えん 金子 照円	板橋区社会福祉協議会会長
き むら しげ お 木村 繁夫	東京あおば農業協同組合代表理事組合長
くり ばやし かず こ 栗林 和子	NPO法人いたばし総合ボランティア市民活動センター監事
すぎ た たか ふみ 杉田 尚史	板橋区医師会会長
まつ だ きよ し 松田 清志	板橋区商店街連合会会長
みや ざき まさ はる 宮崎 昌治	連合板橋地区協議会議長
み やま ひろし 深山 宏	板橋区建設業協会会長
よしかわ こう 吉川 宏	板橋産業連合会副会長

### 【公募（3）】（50音順）

さか もと しず え  
坂本 静枝

た さきゆ り え  
田崎百合繪

ひら いわ ひろ こ  
平岩宏子

### 【区議会議員（7）】

はた もとひこ  
秦 源彦 区議会議員

いな なが かず ひろ  
稲永壽廣 区議会議員

あま の ひさし  
天野 久 区議会議員

ごうの ようじ ろう  
郷野洋次郎 区議会議員

おお た しん いち  
大田伸一 区議会議員

すえよし ふじお  
すえよし不二夫 区議会議員

まつ しま みち まさ  
松島道昌 区議会議員

### 【職員（3）】

こ じま もと ゆき  
小島基之 助役

ほそ の たかし  
細野 卓 収入役

さ とう ひろし  
佐藤 廣 教育長

# 板橋区長期基本計画審議会

## 幹事名簿

平成 16 年 7 月 28 日現在

政策経営部長	やす い けん こう 安 井 賢 光
総務部長	かね こ いさ お 金 子 勇 夫
区民文化部長	たく ま ち とし 宅 間 知 和
健康生きがい部長	きた がわ よう こ 北 川 容 子
福祉部長	よし だ まさ ひろ 吉 田 昌 弘
児童女性部長	く ぼ た なおこ 久 保 田 直 子
資源環境部長	もり た やす お 森 田 泰 夫
都市整備部長	なか むら ひさ お 中 村 久 雄
土木部長	ゆ げ た さかえ 弓 削 多 栄
教育委員会事務局次長	まつ うら つとむ 松 浦 勉

# 東京都板橋区長期基本計画審議会条例

昭和48年3月15日

東京都板橋区条例第2号

改正 平成16年3月11日条例第3号

(設置)

**第1条** 東京都板橋区の長期基本計画に関する事項を調査審議するため、区長の付属機関として東京都板橋区長期基本計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、区長の諮問に応じ、長期基本計画の策定について、必要な事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、次に掲げる者につき区長が委嘱又は任命する委員35人以内をもつて組織する。

(1) 区議会議員

(2) 学識経験のある者

(3) 公募による者

(4) 区に勤務する職員

一部改正〔平成16年条例3号〕

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、第2条に規定する諮問事項の審議が終了したときまでとする。

(会長の選任及び権限)

**第5条** 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

**第6条** 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

**第7条** 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

**第8条** 審議会は、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(委任)

**第9条** この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年3月11日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 東京都板橋区長期基本計画審議会条例施行規則

昭和48年7月1日  
東京都板橋区規則第25号

改正 昭和58年6月1日規則第26号 平成6年6月6日規則第55号  
平成8年3月28日規則第15号 平成15年3月24日規則第22号  
平成16年3月30日規則第21号

(目的)

**第1条** この規則は、東京都板橋区長期基本計画審議会条例(昭和48年板橋区条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。  
一部改正〔平成16年規則21号〕

(委員)

**第2条** 条例第3条に規定する委員は、次に掲げるものにつき委嘱又は任命する。

- (1) 区議会議員 9人以内
- (2) 学識経験のある者 19人以内
- (3) 公募による者 3人以内
- (4) 区に勤務する職員 4人以内

2 前項第3号に掲げる者は、次に掲げる者で、区長が別に定める公募方法による募集に応募したもののうちから選考する。

- (1) 区内に在住、在勤又は在学する者
- (2) 区内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 区内で非営利活動、社会貢献活動等を行う者

一部改正〔昭和58年規則26号・平成6年55号・16年21号〕

(幹事)

**第3条** 東京都板橋区長期基本計画審議会(以下「審議会」という。)に幹事をおくことができる。

2 幹事は、区に勤務する職員のうちから区長が任命し、審議会の事務を補助する。

(庶務)

**第4条** 審議会の庶務は、政策経営部政策企画課において処理する。

一部改正〔平成8年規則15号・15年22号〕

(委任)

**第5条** この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年6月1日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年6月6日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年3月28日規則第15号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成15年3月24日規則第22号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月30日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

16板政企第71号

板橋区長期基本計画審議会

東京都板橋区長期基本計画審議会条例第2条の規定に基づき、  
下記の事項について諮問します。

平成16年7月28日

板橋区長 石塚輝雄

記

< 諮問事項 >

- 1 板橋区基本構想について
- 2 板橋区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について



## 諮 問 趣 旨

### 1 新基本構想・基本計画策定の趣旨

現行の基本構想は平成7年11月に、21世紀を展望した長期的視点から、区の将来像を「活力ある緑と文化のまち“板橋”」と定めた。

現行の基本計画「いたばし2005計画」の期間は、平成17年度で終了するため、今後の区政を取り巻く状況の変化に対応する新たな基本構想・基本計画を策定する。

#### (1) 区政を取り巻く状況の変化

##### 人口

区の人口は、2005年以降もしばらくは、増加傾向を保つと予測される。少子高齢化傾向から地域社会における人口構成のバランスは崩れ、2015年には区民の4人に1人が高齢者の時代を迎える。

##### 社会状況の変化

経済状況は、長期的低調傾向から堅調な回復に向かい、個人消費も緩やかな増加傾向を示しているが、アメリカ・中国の経済動向に左右される不安要素を抱えている。

区財政は厳しい状態が続いており、国の三位一体の改革や税制改革、年金などの社会保障制度改革も考慮する必要がある。

##### 区民意識の変化

区民の区政に対する期待・要望が多様化、個別化している。

まちづくりへの参画、環境問題、高齢期の生活と健康に対する意識が高い。

放置自転車やタバコの吸殻のポイ捨てなど、迷惑行為に対する意識低下の指摘と防犯・防災面での取り組みを求めている。

##### 区政の主要課題

75歳以上の後期高齢者の増加に対し、介護サービスの質の向上と計画的な基盤整備が求められている。

女性の社会進出などを背景に、保育園・学童クラブ等の拡充や子育て支援の充実も必要となっている。

区の施設面では、学校等の施設が集中的に建替えや大規模改修の時期を迎える。

就労面では高齢者や女性の就労が進むとともに、労働移動の活発化、ワークシェアリングなどにより、就労スタイルがさらに多様化する。

新たな産業振興に向けて、産学公の連携による取り組みも重要になっている。

## (2) 行政の刷新体制

平成 16 年 1 月に今後の区の行財政の方向を示す「経営刷新計画」を策定した。

計画は 公共サービスの民間開放、 行政の内部努力の徹底、 情報公開と区民の協力を柱とする 127 項目を定め、平成 16 年度からの財政効果目標額を 43 億 7,600 万円とし、今後 5 年間で正規職員 553 人の削減を行い、3 年後に経常収支比率 85.0%、人件費比率 25.0%、公債費比率 8.0%を目標とした。

今後の行政経営は、区と区民、事業者とのより一層の協働が重要であり、新たな基本構想の実現に向けて、行財政の構造改革にも取り組んでいく。

## (3) 区民参加

「情報公開・区民参加推進計画」に基づき、区民参加の機会の拡大を図る一環として、区民による「基本構想ワークショップ」を実施している。この結果が 9 月には、“区民提案”としてまとめられる予定であり、第 2 回の審議会で報告する。

## 2 諮問について

「基本構想」は、区民と行政の共通の目標として将来像を示すもので、総合的、計画的な行政経営を行う指針となる。

この基本構想の実現に向けた行政計画が「基本計画」である。

審議事項の第 1 点は「基本構想について」で、概ね 20 年後を想定して区の将来像と課題及び目標を審議していただく。

第 2 点目は、基本構想の実現に向けて「基本計画に盛り込むべき施策のあり方」で、今後 10 年間で区が取り組む施策の方向性、目標について審議をお願いする。

# 板橋区長期基本計画審議会傍聴規程（案）

（平成16年 月 日 会長決定）

（趣旨）

第1条 この規程は、東京都板橋区長期基本計画審議会条例（昭和48年3月板橋区条例第2号。以下「条例」という。）第5条第2項に基づき、板橋区長期基本計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定める。

（審議会の公開）

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、審議会の会議を傍聴することができる。ただし、会議の内容が東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

（傍聴の許可）

第3条 審議会の傍聴を希望する者は、板橋区長期基本計画審議会会長（以下「会長」という。）に対して、審議会開始時刻までに書面（別記様式1）により傍聴を申込み、傍聴の許可を得るものとする。

2 傍聴の許可は、傍聴券（別記様式2）の交付をもって行う。傍聴券の交付を受けていない者は、審議会の会場に入室することができない。

3 会長は、審議会を行う会場を勘案して傍聴者の定員を設定し、前項の申込みがその数に達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、会長が特段の事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴を許可することができる。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴が終了するまで傍聴券を携帯しなければならない。

5 傍聴券の交付に係る事務は、政策企画課が所管する。

（傍聴者の会議資料の閲覧）

第4条 会長は、審議会を開催するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料に東京都板橋区情報公開条例（平成12年板橋区条例第1号）に規定される非公開情報が含まれる場合は、この限りではない。

（傍聴者の遵守事項）

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

（1）他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯しないこと。

（2）ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んだりしないこと。

- ( 3 ) 酒気を帯びていないこと。
- ( 4 ) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- ( 5 ) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- ( 6 ) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。
- ( 7 ) 飲食及び喫煙をしないこと。
- ( 8 ) 携帯電話、ポケットベル等の電源を切ること。
- ( 9 ) 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他審議会の支障となる行為をしてはならない。

2 傍聴者は、審議会会場においては、会長及び審議会の庶務を担当する政策企画課の職員の指示に従うものとする。

(入室の拒否及び退出の命令等)

第6条 会長は、次の各号の一に該当すると認める者については、傍聴の拒否又は許可を取り消すことができる。

- ( 1 ) 傍聴券を携帯していない者。
- ( 2 ) 異様の扮装をなした者。
- ( 3 ) 前条に違反する行為を行った者。

(傍聴者の退室)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退室しなければならない。

- ( 1 ) この規程に違反し、会長に傍聴の許可を取り消されたとき。
- ( 2 ) 会長が審議会を非公開と決定したとき。

2 前項第1号の規定により退室を命じられた者は、当日再び審議会会場に入ることはできない。

(委任)

第8条 審議会の傍聴に関し、この規程に定めのない事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成16年 月 日から施行する。

## 基本構想・基本計画策定にあたって

現基本構想は平成7年に定め、21世紀を展望し長期的視点から、区の将来像を「活力ある緑と文化のまち“板橋”」とし、併せて現基本計画である「いたばし2005計画」を策定した。平成17年度で、この計画期間が終了することから、新たな基本構想、基本計画の策定にとりかかる。

新たな基本構想、基本計画の策定にあたっては、「板橋区情報公開・区民参加推進計画」に基づき、区民参加の機会を一層拡大する。

**基本構想** 概ね20年後を想定し、区の将来ビジョンを描く。

東京都総務局発行の人口推計資料によると、2020年の区の高齢化率は24.8%に達し、この高齢者のうちの54.2%が、75歳以上の後期高齢者と推定されている。

また、環境問題への一層の取り組みと、今後さらに進むと想定される情報技術の高度化や産業構造の再編など、時代の変化に対応しながら、区民福祉の向上を図る。

将来ビジョンは、高齢社会の進行の中で、持続的な発展が可能となる共助社会をめざす。

**基本計画** 基本構想実現に向けて今後10か年の到達点を定め、施策の基本的方向を示す。

**実施計画** 基本計画に掲げた事業の3か年の事業計画を年度ごとに示す。

### 1. 区民参加

#### (1) 区民意識意向調査の実施

目的：区民の生活実態、区民の要望・意識などを広く把握する。

調査対象：区住民基本台帳人口に外国人登録（永住及び特別永住）を加えた満20歳以上の男女3,000人を無作為抽出

調査方法：郵送 - 郵送回収

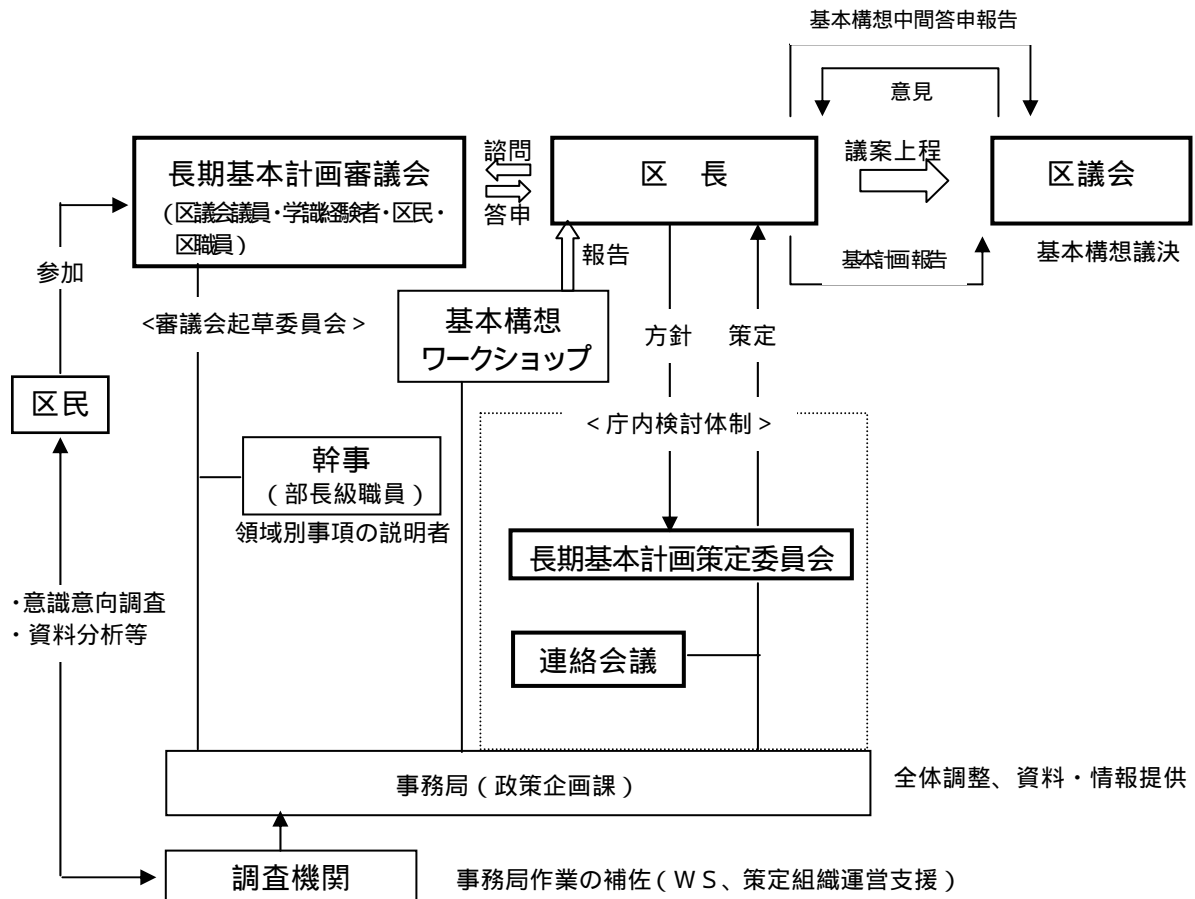
実施時期：平成15年10月

#### (2) 区民ワークショップの実施

計画段階からの区民参加を促進するため、平成15年12月から区民によるワークショップを実施している。ワークショップでは、区民の立場から区の将来ビジョンを描き、その実現に向けての課題について議論を行い、基本構想・基本計画への提案にまとめる。

提案は、今年9月に区長に報告され、基本構想、基本計画策定にあたり尊重される。

## 2. 策定体制



### 検討組織の構成・機能等

組織名	構成	機能等
長期基本計画審議会	学識経験者、区民、区議会議員、区職員	区長の諮問に応じ、基本構想・基本計画策定について必要な事項を調査・審議し、答申する。
長期基本計画策定委員会	部長職等(委員長:区長)	策定方針に基づき、基本構想・基本計画策定について調査審議し、素案をまとめる。
連絡会議	課長職等 (会長:政策経営部長)	策定委員会を補佐する。 必要に応じて、テーマに関する課長級職員(係長級職員も含む)の構成による連絡会議専門部会を設け、検討事項について協議する。

<事務局> 審議会、委員会、連絡会議等の運営及び調整を行う。

東京都板橋区長期基本計画審議会スケジュール(案)

年月	回	審議事項
平成16年 7月28日(水) 10:00～12:00	第1回	(委嘱状伝達式) ○諮問 ○板橋区の現況について
9月22日(水) 9:30～12:00	第2回	施策の現状と課題について 基本構想ワークショップからの提案 新たな基本構想の課題
10月	第3回	○分野別課題の検討
11月	第4回	○分野別課題の検討
12月	第5回	○分野別課題の検討
	第6回	○分野別課題の検討
平成17年 1月	第7回	○中間答申の構成について
	第8回	○中間答申(案)の検討
3月	第9回	○中間答申(案)について ○中間答申(基本構想、基本計画の方向性)
4月		パブリックコメント制度による区民意見の聴取
5月	第10回	○中間答申に対する区民意見 ○基本構想の構成について
7月	第11回	○基本構想(案)について ○基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案)について
9月	第12回	○基本構想(案)について ○基本計画に盛り込むべき施策のあり方(案)について
10月	第13回	最終答申(基本構想、基本計画に盛り込むべき施策のあり方)
11月		基本構想の議決